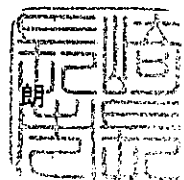


公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木 史



1 業務の概要

(1)業務名

長崎の旬の魚を活かした食と観光の魅力向上業務

(2)業務内容

長崎の旬の魚を活かした食と観光の魅力向上業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3)履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 16 日（金）まで

(4)履行場所

指定場所

(5)予算額

14,000,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1)長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2)参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「市場・統計調査」「広報・宣伝・広告」「旅行業務」の全ての業種で登録がある者であること。
- (3)長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5)会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6)本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7)委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利に

し又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

(8)令和7年3月31日現在、過去5年以内において、次の要件を全て満たすこと。

ア 国、地方自治体、企業・団体等のグルメ開発や観光コンテンツ造成に関する事業（10,000,000円）に関する業務経験が1件以上あること。

イ 本業務に従事する主任担当者及び担当者は、アの業務経験が1件以上あること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に長崎市経済産業部商業振興課まで連絡するものとする。

(1)説明書の交付期間

公告日から令和7年8月1日（金）（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(2)説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所14階

長崎市経済産業部商業振興課（電話：095-829-1150）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1)参加表明書の提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時30分必着（提出期限内に3(2)の場所に到達していること。）

(2)参加表明書の提出場所及び提出方法

本案件に参加しようとする者は、アからオまでの書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（平成22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 業務等実績調書（様式ウ）

エ 配置予定者調書（様式エ）

オ 2 提案資格(8)の業務の受注実績がわかるもの全て（契約書、仕様書など）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年7月22日（火）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1)説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メールにより下記6(3)質問書送信先に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2)説明書等に対する質問の提出期限

令和7年7月22日（火）午後5時30分必着（提出期限内に6(3)質問書送信先に到達していること。）

(3)質問書送信先

長崎市経済産業部商業振興課

電子メールアドレス shogyo@city.nagasaki.lg.jp

(4)質問に対する回答

令和7年7月24日（木）午後5時30分までに質問を取りまとめ、電子メールで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1)提案書の提出期限

令和7年8月4日（月）午後5時30分必着（提出期限内に下記7(3)提出先の場所に到達していること。）

(2)提案書の提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し下記7(3)提出先の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。

また、データについては電子メールにより下記7(3)提出先に送信すること。

(3)提出先

長崎市経済産業部商業振興課 長崎市役所14階

電子メールアドレス shogyo@city.nagasaki.lg.jp

8 ヒアリングの実施

(1)ヒアリングの有無 有

(2)ヒアリング予定日：令和7年8月8日（金）※予備日8月12日（火）

日時や留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1)提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	業務等実績調書(様式ウ)	令和2年4月から令和7年3月末までに完了した、「国、地方自治体、企業・団体等のグルメ開発や観光コンテンツ造成に関する事業(10,000,000円以上)」の実績がどの程度あるかを評価する。 5点:同種業務の実績が10件以上ある 4点:同種業務の実績が8～9件ある 3点:同種業務の実績が6～7件ある 2点:同種業務の実績が4～5件ある 1点:同種業務の実績が2～3件ある 0点:同種業務の実績が1件ある	5
	実施体制	組織調書(様式イ)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。 5点:担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる 3点:担当者の配置や構成は明確である 0点:担当者の配置や構成が明確でない	5
担当者評価	主任担当者	同種業務の実績 配置予定者調書(様式エ)	令和2年4月から令和7年3月末までに完了した、「国、地方自治体、企業・団体等のグルメ開発や観光コンテンツ造成に関する事業(10,000,000円以上)」の実績がどの程度あるかを評価する。 5点:同種業務の実績が10件以上ある 4点:同種業務の実績が8～9件ある 3点:同種業務の実績が6～7件ある 2点:同種業務の実績が4～5件ある 1点:同種業務の実績が2～3件ある 0点:同種業務の実績が1件ある	5
	担当者	同種業務の実績	令和2年4月から令和7年3月末までに完了した、「国、地方自治体、企業・団体等のグルメ開発や観光コンテンツ造成に関する事業(10,000,000円以上)」の実績がどの程度あるかを評価する。 5点:同種業務の実績が10件以上ある 4点:同種業務の実績が8～9件ある 3点:同種業務の実績が6～7件ある 2点:同種業務の実績が4～5件ある 1点:同種業務の実績が2～3件ある 0点:同種業務の実績が1件ある	5
実施方針等	業務理解度	業務等の実施方針(様式ケ)	業務の目的、内容の理解度が高い場合に評価する。 10点:本業務の目的、内容を十分に理解している。 5点:本業務の目的、内容のいずれかにおいて理解不足である。 0点:本業務の目的、内容すべてにおいて理解不足である。	10
	業務手順	業務等の実施手法(様式コ) ※任意書式での作成も可	【国内向け】旬の魚を活かした食の新コンテンツ 民間主導で新コンテンツの造成のために、多くの事業者を巻き込み、適切な議題の設定とスケジュールに妥当性があるかどうかを評価する。 15点:優れている 10点:標準的である 0点:劣っている	15
			【インバウンド向け】旬の魚を活かした食の新コンテンツ 民間主導で新コンテンツの造成のために、多くの事業者を巻き込み、適切な議題の設定とスケジュールに妥当性があるかどうかを評価する。 5点:優れている 3点:標準的である 0点:劣っている	5
			【高付加価値旅行者】「食×観光」のパッケージツアー 食の素材の掘り起こし、パッケージツアーの造成、テスト販売に向けた、スケジュールに妥当性があるかどうかを評価する。 5点:優れている 3点:標準的である 0点:劣っている	5

※次のページに続く

提案内容評価	分析力 ・6-(1)-ア ・6-(2)-ア ・6-(3)-ア	企画書 (任意様式)	観光消費額の拡大に効果的なペルソナの設定、国外観光客向けに魚と親和性が高いグルメの選定、高付加価値旅行者に需要が見込める食の素材の掘り起こしについて、提案内容に妥当性があるかどうかを評価する。 10点:非常に優れている 8点:優れている 6点:標準的である 4点:やや劣っている 0点:劣っている	10
	企画力① 6-(1)-ウ 「テスト販売及びお披露目イベント」		お披露目イベントがテスト販売の周知に効果的なものあり、新コンテンツの売り上げ拡大につながる提案かどうかを評価する。 10点:非常に優れている 8点:優れている 6点:標準的である 4点:やや劣っている 0点:劣っている	10
	企画力② 6-(2)-イ 「新コンテンツの販促ツールの多言語化対応及び効果的なプロモーション」		新コンテンツの提供店舗への誘客に効果的な販促ツールやプロモーションの提案がなされているかを評価する。 5点:非常に優れている 4点:優れている 3点:標準的である 2点:やや劣っている 0点:劣っている	5
	販売力 6-(3) 「食と観光を掛け合わせたパッケージツアーの造成」		「食」と「観光」との掛け合わせにより、高付加価値化がなされた長崎ならではのパッケージツアーが造成されており、旅行商品として販路が明確であるかを評価する。 5点:非常に優れている 4点:優れている 3点:標準的である 2点:やや劣っている 0点:劣っている	5
	計画立案 6-(4) 「プロモーション計画」		6(1)で造成するコンテンツの周知や、提案したペルソナに訴求するための戦略的なプロモーション計画について、提案がなされているかを評価する。 10点:非常に優れている 8点:優れている 6点:標準的である 4点:やや劣っている 0点:劣っている	10
参考見積	業務コストの妥当性	参考見積書 (様式オ)	業務コストの妥当性について評価する。 配点×最低見積額÷見積額(小数点切り捨て)	5
合計				100

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	経済産業部	部長	大賀 史郎
委員	商業振興課	課長補佐	楠田 謙太郎
	観光政策課	課長	柴田 恭郎
	観光交流推進室	室長	末安 奈津
	水産振興課	課長	村瀬 二美

(2)決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年8月13日(水)(予定)に通知する。

(3)決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1)本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2)提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けない場合は、提案書を提出できない。
- (3)参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4)提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5)提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。
ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6)提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7)次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8)受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

長崎市経済産業部 商業振興課

電話 095-829-1150

電子メールアドレス shogyo@city.nagasaki.lg.jp